

「原子力災害時における広域避難に関する協定」についてのアンケート(広島県)その1

自治体名	1、協定第2条の「避難者の受け入れについて			2、島根県の避難計画書の基準等について								3、避難所や仮設住宅でのペット受け入れへの配慮、動物救護体制の検討	4、貴自治体で避難所が警戒区域・特別警戒区域に指定されているところがどうなっているか。	5、原子力安全基盤機構が示したガイドラインを参考に避難計画の配慮をしているか。	6、避難施設での食料や毛布等避難物資の備蓄状況は。	7、刑務所、拘置所、少年院など矯正施設に入所している人の避難受け入れ施設を確保しているか。	8、県との間での情報連絡を含めて訓練などが実施されているか。	9、広域避難の受け入れに当たり避難元自治体と応援協定を締結しているか。	10、これまでの質問以外で、貴自治体において未解決の課題について県や政府の対応について改善を要望したいこと。
	(1)避難者を受け入れる際のスタートはどの時点か	(2)連絡ルートは決まっているか?(広島県のどの部署から連絡されるのか)	(3)施設の収容状況	(1)貴自治体の避難経由所・避難場所は避難計画書の基準を満たしているか。	(2)避難所のスペースは1人あたりどれくらいか。プライバシーはどう守られるのか。	(3)福祉避難所は、介護用のトイレ・入浴設備・ベッド・衛生設備などが完備されているか。	(4)福祉避難所は受け入れ要請があれば直ちに対応できるか。	(5)福祉避難所で受け入れる要援護者は、どのような人たちが対象になつていいか。	(6)発達障がい、知的障がい、精神障がいなどの人たちには、どこで受け入れますか。	(7)避難が長期化した場合、社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅について確保されているか。	(8)避難所の運営で配慮すべき7項目で、対応が難しい項目は?								
広島市	広島県知事からの協議を受け、本市において受入の決定をした時点。	広島県危機管理課	全員収容できるよう確保している。	一時避難所は、避難元市が島根県内に設置する避難住民の集合場所であり、本市が選定する避難場所等とは異なるものと考えています。	避難所の一人当たりのスペース、2平方メートル。授乳室等として使用できる目隠しテント。必要に応じて、間仕切り等を調達。	広域福祉避難所設置に必要な設備・備品等は、広域福祉避難所となる施設から可能な限り供与を受けますが、物資等が不足する場合は、避難元となる県・市が国が必要に応じて調達・要請することとされています。	対応できる	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方や避難所生活で介助等が必要な方とされています。	広域福祉避難所の対象となる方に、体の状態などの状況に応じて、特別養護老人ホーム、障害者施設、特別支援学校、病院等の施設内に広域福祉避難所を開設し、受け入れることとしています。	長期化した場合の対応については、避難元となる県・市が国と連携して行うこととされており、本市はそれに対する必要な支援を行っています。	している。	ある。土砂災害警戒区域内に所在する避難場所であつても構成要件等により、使用の可否を判断しています。また、土砂災害以外の他の災害に適応している場合には、避難場所として指定しています。	避難計画は、原子力発電所から一定の距離内にある自治体が作成しています。	本市の震災対策用の備蓄物資の配布や必要に応じて協定締結企業等から調達することとしています。	該当がない	今後予定している。	協定していない	これまで、適宜、検討状況等の情報提供や意見交換を行っており、今後も引き続き連携を密にして頂きたい。	
廿日市市	島根県(災対本部)から広島県(危機管理課)を経由して行われる。本市は、日中は危機管理課が土日夜間は防災センター職員。	問1-(1)の通り	全員収容できるよう確保している。		2平方メートル。レンタル等で間仕切りを手配し設置する。着替えや授乳等は需要に応じて個室利用等で対応	一部完備されている。	対応できる	高齢者や障害者等で身体等の状況や医療面でケアの必要な人。	広域福祉避難所へ避難を行うことになる。具体的には出雲市広域避難計画に掲載済み。	・良好な生活環境を確保すること ・外国人への配慮 ・家庭動物のためのスペースの確保	していない	ない	確保できている	該当がない	今後予定している。	協定していない			

「原子力災害時における広域避難に関する協定」についてのアンケート(広島県)その2

自治体名	1、協定第2条の「避難者の受け入れについて			2、島根県の避難計画書の基準等について								3、避難所や仮設住宅でのペット受け入れへの配慮、動物救護体制の検討	4、貴自治体で避難所が警戒区域・特別警戒区域に指定されているところがあるか。	5、原子力安全基盤機構が示したガイドラインを参考に避難計画の配慮をしているか。	6、避難施設での食料や毛布等避難物資の備蓄状況は。	7、刑務所、拘置所、少年院など矯正施設に入所している人の避難受け入れ施設を確保しているか。	8、県との間での情報連絡を含めて訓練などが実施されているか。	9、広域避難の受け入れに当たり避難元自治体と応援協定を締結しているか。	10、これまでの質問以外で、貴自治体において未解決の課題について県や政府の対応について改善を要望したいこと。
	(1)避難者を受け入れる際のスタートはどの時点か	(2)連絡ルートは決まっているか?(広島県のどの部署から連絡されるのか)	(3)施設の収容状況	(1)貴自治体の避難経由所・避難場所は避難計画書の基準を満たしているか。	(2)避難所のスペースは1人あたりどれくらいか。プライバシーはどう守られるのか。	(3)福祉避難所は、介護用のトイレ・入浴設備・ベッド・衛生設備などが完備されているか。	(4)福祉避難所は受け入れる要請があれば直ちに対応できるか。	(5)福祉避難所で受け入れる要援護者は、どのような人たちが対象になっているか。	(6)発達障がい、知的障がい、精神障がいなどの人たちには、どこで受け入れますか。	(7)避難が長期化した場合、社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅について確保されているか。	(8)避難所の運営で配慮すべき7項目で、対応が難しい項目は?								
大竹市	危機管理課	全員収容できるよう確保している。	島根県の基準は参考にならない	2平方メートルパーテーション等で個別に空間を設ける。	島根県の広域避難計画に記載の基準が示されており、そいつた施設を広域福祉避難所としている必要な資機材については、島根県や避難元市が国に要請し確保されないと聞いている。	分からぬ	島根県の広域避難計画に記載のとおり社会福祉施設入所者や在宅の要援護者	要援護者については、広域福祉避難所において受け入れる。(ある程度仕切られた部屋がある施設としているため)	・外国人への配慮 ・家庭動物のためのスペースの確保	していない	ない	避難計画は島根県の基準による	確保できていない	該当がない	実施予定がない	協定していない	無し		
呉市	広島県を通じて本市に避難者受け入れの要請のあったとき。	決まっている。本市には広島県危機管理課から連絡がある。	全員収容できるよう確保している。	満たしている	2平方メートル。プライバシーテントの備蓄。	一部完備されていない。	分からぬ	障害者、高齢者、要介護者等特別な配慮が必要な方。	障害者施設又は適応した医療施設。	確保できていない。	無し。	している。	ある。小学校・中学校などであるが、特別警戒区域内は土砂災害時には避難所として開設しない。警戒区域無いでは2階以上に避難することとしている。	配慮していない。	確保できている。	確保している。	実施している。	協定していない。	
江田島市	広島県から要請のあつた時点	危機管理課から	全員収容できるよう確保している。	一部満たしている。	3平方メートル。	すべて完備されている	対応できる	高齢者等一般の避難所生活では支障のある人。	福祉施設と協議し、適切な避難所を確保する。	確保できていない。	無し。	している。	ない	配慮していない。	確保できている。	確保している。	実施予定がない	検討中である。	
安芸高田市																			
東広島市	広島県からの受入要請	危機管理課	全員収容できるよう確保している。	満たしている	不明	一部完備されている。	分からぬ	不明	不明	確保できていない。	・家庭動物のためのスペースの確保	していない	志和堀小学校	配慮していない。	確保できている。	確保している。	実施予定がない	協定していない。	

「原子力災害時における広域避難に関する協定」についてのアンケート(広島県)その3

自治体名	1、協定第2条の「避難者の受け入れについて			2、島根県の避難計画書の基準等について								3、避難所や仮設住宅でのペット受け入れへの配慮、動物救護体制の検討	4、貴自治体で避難所が警戒区域・特別警戒区域に指定されているところがあるか。	5、原子力安全基盤機構が示したガイドラインを参考に避難計画の配慮をしているか。	6、避難施設での食料や毛布等避難物資の備蓄状況は。	7、刑務所、拘置所、少年院など矯正施設に入所している人の避難受け入れ施設を確保しているか。	8、県との間での情報連絡を含めて訓練などが実施されているか。	9、広域避難の受け入れに当たり避難元自治体と応援協定を締結しているか。	10、これまでの質問以外で、貴自治体において未解決の課題について県や政府の対応について改善を要望したこと。
	(1)避難者を受け入れる際のスタートはどの時点か	(2)連絡ルートは決まっているか?(広島県のどの部署から連絡されるのか)	(3)施設の収容状況	(1)貴自治体の避難経由所・避難場所は避難計画書の基準を満たしているか。	(2)避難所のスペースは1人あたりどれくらいか。プライバシーはどう守られるのか。	(3)福祉避難所は、介護用のトイレ・入浴設備・ベッド・衛生設備などが完備されているか。	(4)福祉避難所は受け入れる要請があれば直ちに対応できるか。	(5)福祉避難所で受け入れる要援護者は、どのような人たちが対象になつていいか。	(6)発達障がい、知的障がい、精神障がいなどの人たちには、どこで受け入れますか。	(7)避難が長期化した場合、社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅について確保されているか。	(8)避難所の運営で配慮すべき7項目で、対応が難しい項目は?								
竹原市																			
尾道市	島根県から広島県県に要請があり、広島県から本市にその連絡があった時点	危機管理監危機管理課	全員収容できるよう確保している。	満たしている	2平方メートル。プライバシーは、間仕切り用段ボール等の活用等で確保に努める予定。	福祉避難所の候補施設は、広域福祉避難所に指定しており、一定の条件を満たしている。	施設ごとの入所者数は日々変化しているため、災害時の受入人数や必要な資機材は、その時点で調整するものと考えている。	避難元の福祉施設入所者や集団生生活が困難な在宅の要援護者と理解している。	集団生活が困難な要援護者は、広域福祉避難所等で受け入れるものと理解している。	仮設住宅等については、受入れ市で確保する計画ではないので検討していない。	男女の二段の違い等、外国人、家庭動物に関しては、具体的な数字が示されていないため回答できないが、自然災害時と同様にできる限り対応を行う。	問2(8)前段のとおり	ある。原発災害に限らず、指定避難所は災害種別ごとに対応できる避難所を分けており、原発災害について開設できると考えている。	本市は、避難者が避難経由所に到達した時点からの対応であり、質問のシミュレーションは不要と判断している。	確保できている。	協定には、矯正施設の事項はない	広域避難に特定した訓練は実施していないが、様々な災害を想定した情報伝達訓練を毎年数回実施している。	広域避難に関する協定は、島根県と広島県が締結しており、関係市間の締結は不要と考えている。また、避難元市の松江市とは原子力災害に特化した協定ではないが、相互応援協定を締結している。	特になし
三原市	協定の第2条に基づいて、島根県から広島県に要請があり、広島県から本市にその連絡があった時点と理解しています。	広島県の危機管理監危機管理課から本市の生活環境部危機管理に連絡されます。	全員収容できるよう確保している。	避難経由所や避難所は一時集結所と役割が異なり、同一基準で選定していません。	有効面積が明確な場合は一人当たり2平方メートル。不明確な場合は3平方メートル。ダンボール間仕切りの活用を予定。	候補施設は基本的に島根県の定める要件を満たしています。	対応できる	避難元の災害時要配慮者(社会福祉施設入所者・在宅要配慮者)と理解している。	状況に応じて福祉施設はなく避難元市が確保するものと理解しています。	受入れ市ではなく避難元市が確保するものと理解しています。	男女の二段の違い等、外国人、家庭動物に関しては、具体的な数字が示されていないため回答できない。その他の事項は対応可能。	問2(8)の前段のとおり。	ない。	配慮していない。	確保できない。	協定には、矯正施設の事項はないありません。	広域避難を特定した訓練は実施していない。	協定していない。	特になし。

「原子力災害時における広域避難に関する協定」についてのアンケート(広島県)その4

自治体名	1、協定第2条の「避難者の受け入れについて			2、島根県の避難計画書の基準等について								3、避難所や仮設住宅でのペット受け入れへの配慮、動物救護体制の検討	4、貴自治体で避難所が警戒区域・特別警戒区域に指定されているところがあるか。	5、原子力安全基盤機構が示したガイドラインを参考に避難計画の配慮をしているか。	6、避難施設での食料や毛布等避難物資の備蓄状況は。	7、刑務所、拘置所、少年院など矯正施設に入所している人の避難受け入れ施設を確保しているか。	8、県との間での情報連絡を含めて訓練などが実施されているか。	9、広域避難の受け入れに当たり避難元自治体と応援協定を締結しているか。	10、これまでの質問以外で、貴自治体において未解決の課題について県や政府の対応について改善を要望したこと。
	(1)避難者を受け入れる際のスタートはどの時点か	(2)連絡ルートは決まっているか?(広島県のどの部署から連絡されるのか)	(3)施設の収容状況	(1)貴自治体の避難経由所・避難場所は避難計画書の基準を満たしているか。	(2)避難所のスペースは1人あたりどれくらいか。プライバシーはどう守られるのか。	(3)福祉避難所は、介護用のトイレ・入浴設備・ベッド・衛生設備などが完備されているか。	(4)福祉避難所は受け入れ要請があれば直ちに対応できるか。	(5)福祉避難所で受け入れる要援護者は、どのような人たちが対象になつていいか。	(6)発達障がい、知的障がい、精神障がいなどの人たちには、どこで受け入れますか。	(7)避難が長期化した場合、社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅について確保されているか。	(8)避難所の運営で配慮すべき7項目で、対応が難しい項目は?								
福山市	協定の第2条に基づいて、島根県から広島県に要請があり、広島県から本市にその連絡があった時点。	広島県の危機管理監危機管理課から本市の総務部危機管理防災課に連絡される。	全員収容できる。	避難経由所や避難所は一時集結所と役割が異なり、同一基準で選定していない。	2平方メートル。プライバシーは、備蓄している間仕切りユニットの活用等で確保に努める予定。	福祉避難所の候補施設は、広域福祉避難所に指定しており、一定の条件を満たしている。島根県や避難元市が国に要請。	施設毎の収容者数は日々変化しているため、災害時の受入人数や必要な資機材はその時点で調整	避難元の福祉施設入所者や集団生活が困難な在宅の要配慮者と理解している。	仮設住宅等については、受入れ市ではなく避難元市が確保するものと理解している。	男女の二子の違い等、外国人、家庭動物に関する具体的な数字が示されていないため回答できな。その他の事項は対応可能。	問2(8)の前段の通り。	ない。	本市は、避難者が避難経由所に到達した時点からの対応であり、質問のシミュレーションは不要と判断している。	確保できている。	協定には、矯正施設の事項はない	広域避難を特定した訓練は実施していないが、様々な災害を想定した情報伝達訓練を年数回実施している。	広域避難に関する協定は、島根県と広島県が締結しており、関係市間の締結は不要と考えている。	特にない。	
府中市	協定の第2条に基づいて、島根県から広島県に要請があり、広島県から本市にその連絡があった時点。	危機管理課から本市総務部総務課に連絡される。	全員収容できるよう確保している。	一時集結場所、避難経由所、避難所はそれぞれの役割が異なるため、同一基準で選定していない。	本市の指定避難所における収容可能な人数は、一人当たり2平方メートルで計算している。プライバシーの確保については、間仕切りユニットの活用等で確保に努める予定。	一部完備している。島根県等から求められた設備は備えている。	分からぬ。施設ごとの収容者数は日々変化しているため、受け入れ要請時に調整するものと考えている。	避難元の福祉施設入所者や在宅の要介護者と理解している。	集団生活が困難な要配慮者は、広域福祉避難所等で受け入れるものと理解している。	確保できていない。仮設住宅等については、避難元市が確保するものと理解している。	男女の二子等、外国人、家庭動物に関する具体的な数字が示されていないため回答できな。その他の事項は対応可能。	問2(8)の回答と同じ。	ない。	配慮していない。避難者受入先是、避難者が避難経由所に到達した時点からの対応であり、質問のシミュレーションは不要と判断している。	確保できている。	該当がない。	実施している。広域避難を特定した訓練は実施していないが、毎年様々な災害を想定した情報伝達訓練を年数回実施しており、円滑な情報伝達を確保している。	協定していない。広域避難に関する協定は、広島県と島根県が締結しており、関係市間の締結は不要と考えている。	特にない。
三次市	島根県⇒広島県。広島県から要請があった時点。	広島県危機管理監から三次市総務部危機管理課	全員収容できるよう確保している。	一部満たしている	2~3平方メートル。パーテーションなど。	すべて完備されている	対応できる	高齢者、障害者、妊婦	十日市コミュニティセンターなどコミュニティセンターを選定。	確保できていない	・収容されている人の情報把握 ・自主的な運営への移行 ・外国人への配慮 ・家庭動物のための配慮	しない	配慮していない	確保できている。	該当がない	実施予定がない	検討中である。	特になし	

「原子力災害時における広域避難に関する協定」についてのアンケート(広島県)その5

自治体名	1、協定第2条の「避難者の受け入れについて			2、島根県の避難計画書の基準等について								3、避難所や仮設住宅でのペット受け入れへの配慮、動物救護体制の検討	4、貴自治体で避難所が警戒区域・特別警戒区域に指定されているところがあるか。	5、原子力安全基盤機構が示したガイドラインを参考に避難計画の配慮をしているか。	6、避難施設での食料や毛布等避難物資の備蓄状況は。	7、刑務所、拘置所、少年院などの矯正施設に入所している人の避難受け入れ施設を確保しているか。	8、県との間での情報連絡を含めて訓練などが実施されているか。	9、広域避難の受け入れに当たり避難元自治体と応援協定を締結しているか。	10、これまでの質問以外で、貴自治体において未解決の課題について県や政府の対応について改善を要望したこと。
	(1)避難者を受け入れる際のスタートはどの時点か	(2)連絡ルートは決まっているか?(広島県のどの部署から連絡されるのか)	(3)施設の収容状況	(1)貴自治体の避難経由所・避難場所は避難計画書の基準を満たしているか。	(2)避難所のスペースは1人あたりどれくらいか。プライバシーはどう守られるのか。	(3)福祉避難所は、介護用のトイレ・入浴設備・ベッド・衛生設備などが完備されているか。	(4)福祉避難所は受け入れ要請があれば直ちに対応できるか。	(5)福祉避難所で受け入れる要援護者は、どのような人たちが対象になつていいか。	(6)発達障がい、知的障がい、精神障がいなどの人たちには、どこで受け入れますか。	(7)避難が長期化した場合、社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅について確保されているか。	(8)避難所の運営で配慮すべき7項目で、対応が難しい項目は?								
庄原市																			
府中町	広島県からの避難元の受け入れ要請の時点	広島県危機管理課	全員収容できるよう確保している。	満たしている	3. 3平方メートル・更衣室の確保。 ・パーテーションの設置	すべて完備されている	対応できる	高齢者、身体が不自由な人たち、障害者	・府中町ふれあい福祉センター ・福寿館 ・社会福祉法人 福祉の郷 なない作業所	確保できていない	・男女のニーズの違いへの配慮 ・外国人への配慮 ・家庭動物のためのスペースの確保	していない。	ない	配慮していない	確保できていない。	該当がない	実施予定がない	協定していない	特になし
海田町	広島県から受け入れ要請があった時点を想定しています。	広島県危機管理監危機管理課	全員収容できるよう確保している。	一時集結所について は、島根県広域避難計画にあるよう島根県内に設置するものであることから、避難所とは別なもので、避難所等の基準の参考にはならないものと考えます。	約2~3平方メートル必要に応じて、段ボール製の間仕切り等を設置する予定です。	一部完備されている。	分からない。	島根県から要請のあつた要援護者を対象としています。	福祉避難所として指定している施設以外には検討していません。	島根県における検討結果を受けて検討したいと考えます。	・避難先に収容されている避難住民に係る情報の早期把握 ・避難住民が相互に助け合う自治的な組織が主体的に運営する体制への早期移行 ・男女のニーズの違いへの配慮 ・外国人への配慮 ・家庭動物のためのスペースの確保	していない。	ない	配慮していない	確保できている	対象となっていないことから、不明です。	実施予定がない	協定していない	特になし

「原子力災害時における広域避難に関する協定」についてのアンケート(広島県)その6

「原子力災害時における広域避難に関する協定」についてのアンケート(広島県)その7

自治体名	1、協定第2条の「避難者の受け入れについて			2、島根県の避難計画書の基準等について								3、避難所や仮設住宅でのペット受け入れへの配慮、動物救護体制の検討	4、貴自治体で避難所が警戒区域・特別警戒区域に指定されているところがあるか。	5、原子力安全基盤機構が示したガイドラインを参考に避難計画の配慮をしているか。	6、避難施設での食料や毛布等避難物資の備蓄状況は。	7、刑務所、拘置所、少年院など矯正施設に入所している人の避難受け入れ施設を確保しているか。	8、県との間での情報連絡を含めて訓練などが実施されているか。	9、広域避難の受け入れに当たり避難元自治体と応援協定を締結しているか。	10、これまでの質問以外で、貴自治体において未解決の課題について県や政府の対応について改善を要望したいこと。
	(1)避難者を受け入れる際のスタートはどの時点か	(2)連絡ルートは決まっているか?(広島県のどの部署から連絡されるのか)	(3)施設の収容状況	(1)貴自治体の避難経由所・避難場所は避難計画書の基準を満たしているか。	(2)避難所のスペースは1人あたりどれくらいか。プライバシーはどう守られるのか。	(3)福祉避難所は、介護用のトイレ・入浴設備・ベッド・衛生設備などが完備されているか。	(4)福祉避難所で受け入れる要援護者は、どのように対応できるか。	(5)福祉避難所は受け入れる要請があれば直ちに対応できるか。	(6)発達障がい、知的障がい、精神障がいなどの人たちには、どこで受け入れますか。	(7)避難が長期化した場合、社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅について確保されているか。	(8)避難所の運営で配慮すべき7項目で、対応が難しい項目は?								
北広島町																			
大崎上島町																			
世羅町	協定に基づき、島根県から広島県に要請があり、その後広島県から本町にその連絡があった時点。	広島県危機管理監危機管理課から本町総務課へ。	全員収容できるよう確保している。	一部満たしている。一時集結場所と避難所等は役割は異なり、同一の基準ではない。	一人当たり2平方メートル。段ボール、ベニア板等、活用出来る物を使用し、間仕切りを行う。	一部完備されている。	分からぬ。避難者数施設の収容可能な人数の変動、さらに、災害によつては本町の避難者も発生するため、その時点での検討が必要。	福祉施設入所者の他、集団生活が困難な要配慮者。	対象者の人数、避難所の状況等を考慮して施設は選定する。	確保できていない。仮設住宅等については、避難元自治体が確保するものと理解している。	男女の二、外国人、家庭動物の3点は現時点で状況が不明につき回答不能。	していない。	ない	配慮していない。	確保できていない。	該当がない	実施予定がない	検討中である。	

「原子力災害時における広域避難に関する協定」についてのアンケート(広島県)その8

自治体名	1、協定第2条の「避難者の受け入れについて			2、島根県の避難計画書の基準等について								3、避難所や仮設住宅でのペット受け入れへの配慮、動物救護体制の検討	4、貴自治体で避難所が警戒区域・特別警戒区域に指定されているところがあるか。	5、原子力安全基盤機構が示したガイドラインを参考に避難計画の配慮をしているか。	6、避難施設での食料や毛布等避難物資の備蓄状況は。	7、刑務所、拘置所、少年院など矯正施設に入所している人の避難受け入れ施設を確保しているか。	8、県との間での情報連絡を含めて訓練などが実施されているか。	9、広域避難の受け入れに当たり避難元自治体と応援協定を締結しているか。	10、これまでの質問以外で、貴自治体において未解決の課題について県や政府の対応について改善を要望したいこと。
	(1)避難者を受け入れる際のスタートはどの時点か	(2)連絡ルートは決まっているか?(広島県のどの部署から連絡されるのか)	(3)施設の収容状況	(1)貴自治体の避難経由所・避難場所は避難計画書の基準を満たしているか。	(2)避難所のスペースは1人あたりどれくらいか。プライバシーはどうのように守られるのか。	(3)福祉避難所は、介護用のトイレ・入浴設備・ベッド・衛生設備などが完備されているか。	(4)福祉避難所は受け入れる要請があれば直ちに対応できるか。	(5)福祉避難所で受け入れる要援護者は、どのような人たちが対象になつていいか。	(6)発達障がい、知的障がい、精神障がいなどの人たちには、どこで受け入れますか。	(7)避難が長期化した場合、社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅について確保されているか。	(8)避難所の運営で配慮すべき7項目で、対応が難しい項目は?								
神石高原町	協定の第2条に基づいて、島根県から広島県に要請があり、広島県から本町にその連絡があった時点。	広島県危機管理監危機管理課	全員収容できる。	避難経由所と避難所は一時集積所とは役割が異なり、同一基準で選定していない。	一人当たり2平方メートルで計算している。プライバシーの確保対策はできていない。	福祉避難所の候補施設として本町から回答している施設は、宿泊施設ではないので、必要な器具等は整っていない。受け入れに必要な資機材については、島根県や避難元市が国等に要請し、確保されると理解している。	災害時の受入人数や必要な資機材は、その時点で調整するものと理解している。	避難元の福祉施設入所者や集団生活が困難な在宅の要援護者と理解している。	集団生活が困難な要援護者は、広域福祉避難所等で受け入れるものと理解している。	仮設住宅等について、受入れ町ではなく避難元市が確保するものと理解している。	男女の二つの違い等、外国人、家庭動物に関する具体的な数字が示されていないため回答できな。その他の事項は対応可能。	問2(8)前段のとおり	ない	本町は、避難者が避難経由所に到達した時点からの対応であり、質問のシミュレーションは不要と判断している。	確保できていない。	協定には、矯正施設の事項はない	広域避難に特定した訓練は実施していないが、様々な災害を想定した情報伝達訓練を毎年数回実施している。	広域避難に関する協定は、島根県と広島県が締結しており、関係市町間の締結は不要と考えている。	特にない。